

平成30年度 兵庫県相談支援従事者現任研修
事前課題についての案内

申込みに必要な書類ではありません

平成30年度兵庫県相談支援従事者現任研修の受講決定者の方には、下記のとおり研修に必要な事前課題の作成があります。研修受講に必須となっておりますので、申し込みの時点で下記の内容を確認し、受講決定した場合に慌てないよう、想定をしておいてください。
詳細については、申込み締め切り後、兵庫県担当課で受講決定審査を行い、受講が決定された方のみ、返信用封筒で発送いたします。
万が一、受講不可になった場合は作成の必要はありません。

記

課題1

自らが担当した個別のケースについて、研修事務局が指定する様式にまとめ、関係書類も作成する。

課題2

自身の勤務する事業所所在市町の特徴や障害福祉サービス事業所等々について調べ、研修事務局が指定する様式にまとめる。

課題3

自身の勤務する事業所所在市町にある地域自立支援協議会の活動状況や自身の考え等について、研修事務局が指定する様式にまとめる。

課題4

サービス等利用計画評価サポートブックを一読し、研修事務局が指定する様式に感想や意見等をまとめる。

以上、課題1～4が受講決定者に必要な事前課題となります。

※尚、事前課題にかかる以下の場合、受講が決定した後でも受講を取り消す場合があります。

- ①事前課題提出の締め切り期限を過ぎた場合。
- ②課題の趣旨に沿った内容ではない場合、指定した様式内や提出物に空白等、明らかな不備がある場合は、再提出していただきます。ただし、締め切り期限を過ぎたものは受け付けません。